

養育費不払い解消に向けた検討会議・取りまとめ(案) (～子ども達の成長と未来を守る新たな養育費制度に向けて～)

第1 はじめに

5 本検討会議は、本年6月29日の第1回会議以降、養育費の不払い解消に向けた幅広い課題について●回にわたって集中的に議論を進め、本年9月9日には、現行制度の下で対応可能な方策や運用上の対応を取りまとめ、まずはスピード感ある取組を進めていくための方向性を示す「中間取りまとめ」として法務大臣に提出した。本取りまとめは、専らこの中間取りまとめの「制度の見直し・制度的在り方の検討を要する事項」をさらに検討したものとしてこれ
10 と一体となるものであり、養育費に関する制度上の在り方や新たな立法課題について、本年9月以降、先の「法務大臣養育費勉強会取りまとめ」にも示されていた様々な可能性や選択肢を取り上げて制度面に関する検討を進めた成果を集約したものである。

養育費の不払い問題は、我が国で年間12万組に及ぶ未成年の子どもがいる夫婦の離婚により子どもたちが直面している問題であり、全国で約140万世帯とされるひとり親家庭で
15 育つ子どもたちの日々の暮らしに直結する問題である。我が国は、高い生活・経済水準を保っている一方で、ひとり親世帯の貧困率は48.1%と約半数が相対的貧困の状態という深刻な状況にある。母子世帯において離婚した父親から現在も養育費を受けている割合は24.3%にとどまっており、父母の離婚後、別居している親から養育費の支払を十分に受けていないことが、ひとり親世帯の貧困の要因の一つと指摘されている。国際的にみてもひとり親世帯
20 の貧困率がOECD加盟国で最高レベルの深刻な状況にあるという我が国の状況が一刻も早く是正され、養育費の不払い解消を通じ、子ども達の成長と未来を守っていかなければならないというのが、本検討会議の基本認識である。

もっとも、本検討会議で繰り返し指摘のあった「子どものために離婚後は当然のこととして養育費が支払われる」「子どものための養育費に親の都合での不払いを許さない」社会の実
25 現には、乗り越えるべき問題と残された課題がいまだ多いといわなければならない。

本取りまとめでは、養育費の不払い問題の抜本的解決を目指して、法改正など制度面の検討が必要となる方策を幅広く取り上げている。第2の「制度の見直し・制度的在り方に関する検討」では、①養育費の理念・取決め段階、②養育費の取立て・不払いの支援段階、③養育費の支払の促進策・その他の制度的課題の3つのフェーズごとに、法務省自ら又は法務省が関係省庁等と連携・協議して検討を開始すべき具体的課題を取り上げた上、本検討会議として
30 概ね方向性に異論のなかった具体的方策、及び、これに関し特に指摘のあった問題意識・課題

等を記載している。ここに掲げたものは、養育費の不払い解消のために優先度の高い制度的課題であり、我が国の制度全体との整合性や国民的理解等にも留意しつつ、優先順位をつけて、スピード感をもって更なる検討が進められることを期待する。

これら制度面の課題の対応には、運用面の課題以上に、関係省庁・関係機関の連携した取組が欠かせない。本取りまとめを受けて、法務省において、厚生労働省、内閣府、最高裁判所、地方自治体等の公的機関や、法テラス、養育費相談支援センター等の関係機関、日本弁護士連合会、ひとり親支援団体等の関係団体等と十分に連携を図って、制度面の検討を進めていくべきである。

今後、本取りまとめの示す各課題の方向性や可能性を踏まえ、制度化に向けた検討を加速・充実する必要がある。今後の制度化に向けたプロセスでは、例えば、民事基本法に関するものは最終的には法制審議会において、行政支援に関するものは法務省が関係省庁等と連携した枠組みにおいて、それぞれ実現に向けた精査・検討が必要になると思われるが、養育費問題が、子ども達の生活と成長に関わる、現在進行形の待ったなしの課題であることに改めて留意すべきである。

本検討会議の集中的な検討では、一貫して、子ども達の利益とひとり親の視点を何より重視してきた。そして、先行する中間取りまとめと今般の本取りまとめにより、本検討会議としての議論は、いったん区切りを迎えることになる。長年、我が国社会の大きな課題でありながら本格的取組が進んでこなかった養育費不払い問題について、ようやく光が当てられ、国民的関心と注目が向けられている。家族関係の変化・多様化が進む中、まずは養育費の不払い解消というアプローチから、子ども達の成長と未来を守る新たな社会作りに向けた歩みを着実に進めていくべきである。

本検討会議が示すビジョンが、そのように社会を変えていくための第一歩となり、今後、政府を挙げて、また社会全体として、養育費の不払い解消に向けた検討・対応が加速して実現に向かっていくことを、強く願ってやまない。

第2 制度の見直し・制度的在り方に関する検討

(注) 以下の各項目では、中間とりまとめと同様、まず、○として概ね方向性に異論のなかった具体的方策を掲げ、さらに必要に応じ、特に指摘のあった問題意識・課題等を・として記載した。

5 《Ⅰ 養育費の理念・取決め段階に関する制度的課題》

第1 子の養育に関する請求権をより強固なものに位置付けるための方策

(養育費請求権の性質や位置付けの明確化)

○ 養育費が子のための重要な権利であることを前提に、民法上養育費請求権の性質や位置付けを明確に規定して、他の債権より優先的な位置付けがされるよう検討すべきである。

- 10 養育費請求権は、子の生活と成長のために極めて重要な権利でありながら、現行民法上、養育費に関する独自の規定が設けられていない。養育費請求権について、実体法・手続法の両面で、特別の保護に値する優先的なものと位置付けられるよう、民法上その性質や位置付けを明確に規定することを検討すべきである。もっとも、養育費請求権の位置付けとして、子自身が非監護親に対して有する請求権として位置付けるか、あるいは監護親の非
- 15 監護親に対する請求権とした上で位置付けを見直すか、については両論の意見があり、扶養義務・扶養料請求権との関係も踏まえ、さらに十分な議論が必要である。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・親は未成熟の子を養育する義務があることを明確に規律して、養育費の支払を含め、親としての責任を自覚させることが重要である。
- 20 ・養育費請求権を子の請求権と位置付けることにより、養育費が離婚後の父母間の金銭的精算の問題ではなく、子のための優先的な権利であることがメッセージとして明確になるのではないか。
- ・養育費請求権を子の請求権と位置付けるか否かにかかわらず、養育費をめぐる紛争の解決に子の意思をどのように反映させるかが問題となる。父母の収入等の客観的要素に加え、25 大学への進学など、子の年齢に応じ、子の意思を考慮することが望ましい一方、子の意思が反映されるがために、子が父母間の意向等の違いの板挟みとなり、子の福祉に反する結果を招くこともある。また、子の意思が事後に変化した場合の養育費額見直しも問題となる。
- ・養育費請求権を子の請求権と位置付け、非監護親から監護親ではなく子の預金口座に養30 育費を振り込む運用が導入されると、監護親が子の監護に要する費用を現に必要とする場合に不都合が生じる可能性もある。位置付けの検討には、実務への影響も考慮すべき

である。

- ・ひとり親の監護親が養育費請求を行う余裕がなく、必要な養育費が確保されない場合、子自身が非監護親に対して直接請求することができるものとするのが考えられる。その場合には、子による請求のハードルを下げるよう、支援を充実させるべきである。

5 (養育費を取り決める場合の考慮要素の具体化)

- 養育費請求権の性質の議論を踏まえ、民法に、養育費を取り決める際の考慮要素を例示して具体的に規定することなどを検討すべきである。

民法第766条第1項は、協議離婚時に夫婦間で取り決めるべき事項の一つとして、子の監護に要する費用（養育費）の分担について規定するが、養育費の内容を定める際の考慮要素を明示した規定はない。そこで、子の利益を確保して親の責任を確実に果たさせつつ、養育費請求権の発生の有無や金額等につき予見可能性を高めるためにも、養育費の算定に関する具体的な考慮要素を例示すること等を検討すべきである。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・具体的に掲げるべき考慮要素の内容については、現在の養育費算定の実務も踏まえ、さらに検討することが必要である。
- ・実務で広く用いられている「養育費算定表」（裁判所ホームページで公表）については、昨年末に見直されたところであるが、基礎収入算定の際の費用控除の考え方の合理性に疑問があるとの指摘があった。
- ・当事者の養育費に関する合意を促進するものとして、養育費算定表や養育費計算ツール等の策定を制度化し、特段の事情のない限り、養育費の金額が概ね自動的に定まるものとしてはどうか、との意見があった。

第2 協議離婚時に夫婦間の取決めを促進する方策

(協議離婚時における親ガイダンスの受講の確保)

- 養育費の取決めの意義、内容に関する情報提供として、協議離婚に先立って、離婚を考えている父母に対し、公的機関の実施する親ガイダンス(養育ガイダンス)を提供して受講を確保する方策を検討すべきである。

未成年の子がいる夫婦が離婚を考えている場合に、子のための養育費の取決めの重要性等を認識し必要な取決めを行うための制度整備として、協議離婚に先立ち、父母に公的機関の提供する親ガイダンス（養育ガイダンス）の受講を義務付けることの当否も含め、必要十分な情報提供の機会の確保に向けて検討を進めるべきである。

親ガイダンスを導入する場合、幅広い視聴の機会を与えるために公的機関の広報ウェブサイトで動画を提供したり、親への個別的な支援につなげるためにスクリーニングとして専門家による講義と個別相談を受ける機会を確保したりするなど、受講者層に応じた効果的・重層的な対応を検討していくことが重要である。

5 (特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・親ガイダンスの内容として、法律面のみでなく、親や子の心情に十分配慮した内容や、離婚後の生活・親子関係の実態を踏まえた内容とすることが望ましい。
- ・親ガイダンスの受講を協議離婚の要件とするか否かは慎重な検討が必要である。親ガイダンスにより、離婚を考えている人に対する情報提供が確保され、必要な支援の機会の確保にも繋がるのが期待される一方、協議離婚に要件が付加され、離婚しにくくなることの弊害のおそれもある。また、親ガイダンスの受講を協議離婚の要件とする場合、父母の一方が親ガイダンスの受講を不当に拒否して協議離婚を妨げようとしたときの対応・救済策も検討しなければならない。
- ・親ガイダンスの実施につき、例えば、民間団体主催の親ガイダンスを自治体が活用するなど、民間と行政が連携した取組の充実が望まれるとの指摘があった。

(協議離婚時の養育費取決め届出制度の創設)

- 協議離婚時の離婚届と合わせて、養育費に関する取決めを公的機関に届け出る制度を新たに設け、その届出にメリットを付与して、協議離婚する父母に養育費に関する取決めをするインセンティブを与えることを検討すべきである。

20 (特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・付与するメリットとしては、例えば、届け出られた取決め内容を公的機関が確認・保管することとしたり、取決めが届け出られた場合に、当該届出に執行力を付与して、これに基づく強制執行を可能にしたりすることなどが考えられる。
- ・養育費取決めの届出制度に限らず、協議離婚時に養育費の取決めを促進・確保するための制度的方策として、様々な選択肢について積極的に検討を進めるべきとの指摘があった。

(養育費取決めの原則的義務付け・要件化の検討)

- 協議離婚時に養育費の取決めを確保するための制度的方策として、①協議離婚時に養育費を取り決めることを原則として義務付けること、あるいは②養育費の取決めがあることを協議離婚の原則的要件とすることについては、それぞれにメリット・デメリットが考えられ、更なる検討を進めていくべきである。

養育費の取決めをしている母子世帯の率は42.8%にとどまっている。協議離婚時に、子のために適切な養育費の取決めが確保されるような制度整備が望ましいという点には異論はない。そこで、現行のように養育費の取決めを父母の任意の意思に委ねるのではなく、父母の協議離婚時における責任を明確にする観点から、上記①②のような方向性が考えられるが、本検討会でも様々な意見が出された論点であり、我が国において有効に機能するか、国民に与える影響も大きいことから、更なる検討を継続していく必要がある。

義務とする場合であっても、努力義務にとどめる（取決めを協議離婚の要件としない）ものから、法的義務として協議離婚の要件と結び付けるものまで、様々な選択肢があり得ることから、精緻な議論を行うことが不可欠であり、また、協議離婚の実態に即した議論を進めることが望まれる。

（特に指摘のあった問題意識・課題等）

- ・協議離婚時に養育費の取決めがなければ、その後の取立てや公的支援を行うことも困難となるから、離婚時にできるだけ養育費の取決めを確保する方向付けが重要である。
- ・実質的に取決めの確保を図るためには、協議離婚の要件として、養育費の取決めを記載した合意書面等の写しを提出することを求めることが考えられる。
- ・養育費の取決めを義務化した場合、その取決め義務違反の効果についても議論する必要がある。取決めをしない場合の効果として、例えば、一定額の養育費支払請求権の自動発生はあり得ると考えられるが、協議離婚の要件とすることまでは難しいと考えられる。そうすると、協議離婚時における努力義務としてはどうか。
- ・養育費の取決め促進のための制度的方策を導入することによって、協議離婚が難しくなる状況が生じること、それにより困難な夫婦生活から逃れられない場合が発生し得ることには留意しなければならない。
- ・取決めを協議離婚の要件とした場合には、①DV等の事情により養育費を取り決めることができない場合があること、②自治体の窓口において取決め内容の相当性の判断を行うことは難しいことなどから、問題が大きいのではないか。
- ・この問題は、協議離婚制度の在り方にも大きく影響することから、協議離婚に関する実態調査の実施を検討すべきである。

（取決めが困難な場合に夫婦の一方又は双方を支援する方策－法テラスの活用－）

- 養育費問題に悩むひとり親にとって、情報提供・相談の窓口として法テラスへの期待は高い。ひとり親の立場に寄り添って、相談の機会をより一層確保し、また、支援がより利用しやすいものとなるよう、引き続き、制度の在り方を検討すべきである。

まずは、相談体制の充実として、弁護士等との対面のみでなく、オンラインや電話を用いた相談対応の継続実施を検討すべきである。

また、ひとり親などが、弁護士費用等の立替支援(代理援助等)を受けた上で、改正民事執行法の情報取得手続を利用して養育費の支払をより円滑に受けられるようにするため、その
5 経済的負担にも配慮した立替額(報酬等額)となるよう、日弁連等とも連携し、法テラスの業務方法書の立替基準を改正することが望ましい。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

- 10 • コロナ禍において法テラスで実施されているオンラインや電話での相談について、子の福祉のための緊急課題である養育費対応として、今後も継続実施することを検討すべきであるとの意見があった。
- オンライン相談の推進を検討するにあたっては、セキュリティの問題や相談者に通信環境を確保してもらう必要があるなどの点にも配慮すべきであるとの意見があった。
- ひとり親の経済的負担を軽減する観点からは、無料通話の提供等も検討に値するとの意見があった。
- 15 • 養育費問題の重要性に鑑み、法テラスの法律相談を利用しやすくするため、一回の相談時間30分以内、同一問題につき3回まで、という相談回数の制限を緩和する方向で検討すべきとの意見があった。
- 生活困窮者や犯罪被害者など様々な利用者がいる中で、なぜ養育費請求のみが、回数制限の点で優遇されるのか検討する必要があるとの意見があった。
- 20 • 養育費に関する相談の多くは、面会交流や財産分与等の問題も含まれているため、当該相談が相談回数の制限緩和の適用範囲内となるのかの判断が困難となるのではないかと。相談に対応できる弁護士の人数が限られている中で回数制限を緩和等した場合、必要性の低い相談が増え、本当に支援が必要な一人親に支援が行き届かなくなるおそれがあるのではないかととの意見もあった。
- 25 • 法テラスの支援を利用した場合の弁護士費用等の立替金の償還免除又は減額について、例えば、ひとり親家庭で児童扶養手当を満額受給しているような場合に償還免除等を受けられるよう検討を進めるべきとの意見があった。これに対し、生活困窮者等よりも「ひとり親」であることを理由として広く償還免除等を行うべきか検討する必要があるとの意見もあった。
- 30 • 養育費問題について、法テラスによる相談体制を一層充実させるとともに、自治体窓口による相談体制と法テラスの相談体制との間で相互に連携・協力を図る枠組み・体制を

構築できるよう、検討すべきとの意見があった。

第3 裁判・民間ADR等の紛争解決手続での取決めを促進する方策

(裁判手続の負担の軽減及び利便性の向上)

- 5 ○ 養育費に関する裁判手続(家事調停・審判等)について、その審理をより迅速化するための制度的方策について検討すべきである。

併せて、ひとり親の裁判遂行の負担軽減を図るための制度的課題への検討を進めるべきである。

- 10 現状、裁判所における子の監護に関する処分事件(養育費)等の平均審理期間は5.3か月であり、ひとり親にとって手続面の負担が大きいとの声もある。審理期間の短縮や手続の見直しにより、当事者の負担を軽減させる方策や改善策について検討を行うべきである。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

- 15 ・養育費に関する裁判手続を迅速化する方策として、例えば、当事者からの提出資料に基づいて算定した養育費を調停委員会が双方に提案し、合意できないなら直ちに審判をす
るといったこと等が考えられるとの意見があった。
- ・ひとり親の時間的負担に配慮する観点から、通常の家事調停・審判事件とは別に、養育費請求調停・審判事件に限定したファスト・トラックを設けて、特に審理の迅速化を進めてはどうかとの意見があった。
- 20 ・ひとり親の負担軽減の観点から、養育費請求に関する裁判手続の管轄裁判所の在り方等について検討することが考えられるとの意見があった。
- ・調停手続を平日の夜間や土日に実施することを検討してはどうか、との意見があった。
- ・これに対しては、家庭裁判所におけるITの活用も含め、裁判手続のリモート化によって利便性の向上を図る方向を進めることの方がメリット・効果が大きいのではないかと
25 の指摘があった。
- ・養育費に関する裁判事件では、当事者の意向等により、面会交流の問題も同時に取り扱われることがあるが、子の生活のために必要な養育費を確保することの重要性に鑑み、必要な対応を検討すべきとの意見があった。

(民間ADRの利用促進)

- 30 ○ 養育費の取決めに民間ADRがより広く活用されるよう、民間ADRにおけるIT利用の推進や、民間ADRにおける和解合意への執行力の付与などの制度措置を、スピード感を持って検

討すべきである。

協議離婚における養育費の適切な取決めを確保する観点から、民間ADRの活用に対する期待は高い。民間ADRでは、平日の夜間や休日の利用、電話会議等によるリモート化など柔軟な対応が可能であることから、民間ADRの利便性や柔軟性を確保した上で、その利用を促進する制度的方策の検討が望まれる。

その観点からは、利用者のニーズ等を踏まえた上で、民間ADRの利便性を一層高めるためにIT利用に対応したADR手続の制度的整備を図ることや、裁判と並ぶ選択肢として魅力を高めるために民間ADRにおける和解合意に執行力を付与し得るものとする事などの制度措置を検討することが相当である。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・養育費問題について民間ADRの活用を検討するためには、現状では家事事件を専門とするADR機関が少ないことや、ADR機関の質の確保が重要であることにも留意して、その活性化策を進めるべきである。
- ・裁判所の事後審査により民間ADRの和解合意に執行力を付与し得るものとする方向が望ましいが、その場合には、和解合意の内容や手続に関する裁判所の審査方法（要件・手続の明確化）や、異議申立て等による手続保障の問題についても検討を進めるべきである。
- ・民間ADRにおける和解合意に執行力を付与し得るものとする方向で検討を行う場合、全てのADR機関を対象にするのではなく、養育費を含む特定紛争分野に詳しい専門家が関与したADRの和解合意に限定するのが相当ではないか、との意見があった。
- ・民間ADR和解を前提として養育費に係る債務名義を早期に作成する方策として、民間ADRと裁判所が連携して、速やかに執行力ある合意が得られる枠組み（例えば、弁護士関与のもと、民間ADRを用いて和解合意を行い、債務名義化のために、家庭裁判所の「即日調停」を活用することなど）も、現行制度の下での試行的運用の状況も踏まえ、検討すべきではないか、との意見があった。
- ・民間ADRにおいて、特段の事情のない限り、養育費自動計算ツールで算出された養育費額を基準とする運用が定着すれば、迅速な解決が得られる。また、そうなれば、迅速性とともに関和解内容の相当性を担保することができないか、との意見があった。

第4 取決めができない場合に対応するための方策(養育費債権の自動発生等)

(取決めのない場合に養育費債権を自動発生させる仕組みの検討)

- 協議離婚時の養育費の取決めをできる限り促進することを前提に、父母間のDVや高葛藤等の事情により離婚時に取決めができない事情がある場合に、協議離婚の成立により、当面の子の利益のため、暫定的に一定金額の具体的な養育費請求権を自動発生させる制度を設けることについては、メリット・デメリットが考えられ、更なる検討を続けていくべきである。その過程で、必要に応じ、養育費計算ツールの制度化も検討すべきである。

現行制度では、協議離婚が成立しても、父母間で養育費の取決め等によりその金額が決められるまでは、養育費の具体的請求ができないところ、離婚後の子の生活のためにも、このような空白期間を解消することが望ましいことには異論がない。そこで、協議離婚をする父母間で養育費の取決めをすることができない事情が認められる場合は、協議離婚の成立によって、少なくとも最低基準の養育費額が自動的に定まる新たな制度の検討を進めるべきとの方向性が考えられるが、我が国において有効に機能するか、協議離婚制度の在り方にも関わる問題であるから、更なる検討を継続していく必要がある。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・法律により協議離婚の成立によって具体的に養育費請求権を発生させることになるが、このように自動発生させる養育費請求権の法的性質、自動的に定まる請求権の内容（金額、支払方法等）について法的整理・検討を行う必要がある。自動発生させる養育費請求権につき、直ちに強制執行を可能とする債務名義を想定するか否かも問題となる。
- ・父母間のDVで保護命令が出されているような場合はもちろん、それに限らずより広い意味で父母間の取決めが困難な場合には、具体的取決めを要せずに、協議離婚の成立で直ちに一定額の養育費請求が可能となるようにすることは、離婚時の父母の葛藤が高い我が国では、導入の必要性が高いとの指摘があった。
- ・自動発生させる養育費請求権の内容として、例えば、米国で導入されているオンライン上の養育費自動計算ツールの例を参考に、我が国でも、養育費計算ツール等の策定を制度化し、計算ツールに一定の考慮要素を入力すると、特段の事情がない限り、養育費の金額が自動的に定まるような方法も考えられるのではないかと意見があった一方で、その算定基準の内容を巡って様々な検討課題があるとの指摘もあった。
- ・親が子に対して養育の義務を負うことに自覚のない親もいることから、単に養育費請求権を自動発生させるのみでなく、それを効果的に取り立てる制度的方策と合わせて検討することが望ましいとの意見があった。
- ・このような制度を設けた場合、協議離婚のすべての場合において、協議離婚後直ちに何らかの養育費の請求をすることが可能となるが、その負担を懸念して、相手方が協議離

婚に応じず，協議離婚が成立しにくくなるおそれがあることにも留意すべきである。

また，協議離婚に応じることで自動的に支払義務を負う支払義務者に，手続保障や不服申立ての機会を確保する必要があるのではないか。

- 5 • このような制度を設ける場合には，養育費の支払に関する非監護親（支払義務者）に与える影響や認識の変化について，DV対策の観点からの議論も含め，慎重に検討することが必要である。

《Ⅱ 養育費の取立て・不払いの支援段階に関する制度的課題》

第5 強制執行による取立てを実効的なものとするための方策

(強制執行手続の負担軽減や利用促進)

- 養育費に関する強制執行手続において、ひとり親が自ら権利行使することがより一層容易となるよう、手続的負担を軽減する見直しを検討すべきである。

養育費の受領を何とか実現したいと考えるひとり親にとって、信頼ができかつ安全・安心な機関である裁判所が、養育費取立ての場面で果たす役割や、それに対する期待は大きい。取立て段階におけるひとり親の負担軽減や裁判所の利用促進につながるような制度見直しを検討すべきである。

- 強制執行の申立てについて、権利者であるひとり親が相手方の住所や財産を把握する負担を軽減する制度上の措置について検討を進めるべきである。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・養育費請求権を請求債権とする強制執行手続について、ひとり親にとってより負担の軽減されたものにしてほしい、例えば、当事者の申立てに基づいて裁判所が相手方の最新の住民票上の住所を探知するような制度の導入が考えられないか、との意見があった。
- ・裁判所が、支払義務者の住民票上の住所や財産を探知するため、マイナンバーや住基ネットに関するシステムに直接接続して大量の情報を取得することには消極的であり、これに代わるものとして、例えば、裁判所が行政機関に効率的に照会する制度が考えられないかとの意見があった。

- 改正民事執行法により新設された第三者からの情報取得手続等の執行手続について、施行状況を踏まえ、養育費の履行確保の観点から、改善に向けた更なる検討を進めるべきである。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・第三者からの情報取得手続を利用した場合に、それを契機として債務者による財産隠しが行われないよう、複数の対象をまとめて申し立てる運用がされているが、煩雑かつ費用がかさむため、情報取得手続における債務者通知の在り方を含め、見直しを検討してはどうかとの意見があった。

- 家庭裁判所の履行勧告の拡充や履行命令の活用について、実効性等の向上に向けた制度的方策を検討すべきである。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・自治体等による公正証書作成支援が広がっていることも踏まえ、養育費の取決めとして

公正証書が債務名義となっている場合についても、その不履行があれば、裁判所の履行勧告を利用できるような制度見直しが望まれるとの意見があった。

第6 民間のサービスの利活用による養育費の取立て・不払いの支援方策

5 (民間サービスのノウハウの活用)

○ 不払い養育費に悩むひとり親を支援するためには、効果的な取立てのための様々な制度的方策が検討されるべきである。債権回収の専門家である民間サービスのノウハウの活用についても、公的機関が適切に関与して養育費請求権が取りまとめられる仕組みが構築され、公的機関を債権者とする大量一括処理が可能となることを前提とした上で、民間サービスのノウハウを活用した実効性あるスキームの在り方を検討していくべきである。

民間サービス（法務大臣により債権管理回収業の営業の許可を受けた株式会社。金融機関の有する貸付債権を中心とする特定金銭債権に限って管理回収が認められており、現行法において養育費請求権の管理回収は認められていない。）による債権管理回収ノウハウの活用策として、ひとり親と民間サービスが個別相対で契約を締結して手数料を徴収するスキームは、高額の手数料をひとり親が負担することとなる可能性が高く、現実的でないが、他方で、行政機関によるひとり親への取立て支援の一環として、行政機関が多数のひとり親が有する不払い養育費請求権について立替払いをするなどして取りまとめ、行政機関が債権者となって一括して民間サービスに督促や回収を委託するようなスキームであれば、事務の効率化・迅速化の観点からも将来的に十分考えられる。

今後、公的機関が適切に関与して養育費請求権が取りまとめられる仕組みが構築され、公的機関を債権者とする大量一括処理が可能となることを前提とした上で、養育費の督促・回収について、民間サービスの債権回収のノウハウを適切に活用することについて検討していくべきである。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

・現状では、養育費の不払いが取決め後の早期に始まっており、支払義務を軽視している義務者がいる。そのような者に早期に責任を自覚させるには、債権回収の実績を有する民間サービスの一定の関与が有効ではないかとも考えられる。支払義務者も、そのような第三者の関与があると、支払わざるを得ないと認識する動機付けになるのではないかと、との意見があった。

・他方、子が成熟するまで長期にわたる養育費の継続的な支払を可能・確実なものとするためには、養育費の支払義務者と権利者の間での良好な関係を継続することが重要であ

るところ、一度不払いがあったにすぎないような場合にまで直ちに民間事業者が関与することにより、権利行使が優先されることとなれば、当事者間の関係修復が難しくなるのではないかと、との意見もあった。

5 ・民間サービスのノウハウの活用にあたっては、養育費債権の性質を踏まえ、法的論点の整理が不可欠である。例えば、①民間サービスによる過去の不払い分の請求権と、ひとり親が毎月取得する請求権との請求時期の重複や優劣の問題、②未発生将来分も含めた養育費請求権の一括委託の可否の問題等が考えられ、定期金払いとされることが多い養育費請求権の性質も踏まえ、民事実体法上の諸問題について検討すべきである。

10 ・民間サービスは営利企業である以上、必要となる債権回収コストを徴収する必要があるが、それをひとり親がそのまま負担することは極めて困難であり、民間サービスがひとり親から個別相対で養育費請求権の管理回収を引き受けるスキームとすることは相当でない。したがって、国や地方自治体が不払い養育費について立替払いをして取りまとめを行うなどして、公的支援の枠組みの中で活用を検討することが必要ではないかと、との意見があった。

15 ・民間サービスのノウハウを有効に活用するためには、まずは国や自治体が不払い養育費を立替払いして国等の債権として取りまとめた上で、民間サービスが債権者たる国等から一括して委託を受けて義務者から取り立てる方法が実効的ではないかと考えられる。

（養育費保証サービスの利用）

20 ○ 将来的な養育費の受取りに不安があるひとり親にとって、保証会社のサービス利用も選択肢の一つとなり得る。もっとも、営利を前提とした第三者が介在することにより、ひとり親に相当額の費用負担をさせるようなスキームも散見され、養育費の一部が子の養育に充てられないといった課題もあることから、保証会社の活用については、その利用状況を注視しつつ、その当否も含めて多角的な観点から検討すべきである。

25 最近、様々な保証会社が養育費保証サービス（保証会社が養育費権利者と保証契約を締結し、義務者に養育費の不払いがあった場合に、保証会社が一定範囲内の養育費相当額を権利者に支払うとともに、義務者に事後求償を行うスキームが一般的なものである。）を開始しているが、その活用についてはメリット・デメリットが考えられ、更なる検討を進めていくべきである。

30 （特に指摘のあった問題意識・課題等）

・養育費保証サービスの展開に合わせて、全国の自治体による独自の支援として、自治体

が保証会社に直接業務委託をする例や、ひとり親が負担する保証会社の利用料金（保証料等）を、自治体が一部補助する支援の仕組みが活用され始めている。もっとも、サービスを提供する保証会社が増加傾向にあり、ひとり親にとって安全・安心にサービスを利用できるよう、また、自治体等としても支援の効果が保たれるよう、保証会社や養育費保証サービスに関する基準やルールづくりを検討すべきとの意見があった。

- ・養育費保証サービスには、事業主体によってサービスの内容や質に相当に違いある状態が広がっており、養育費保証サービスの事業参入基準の設定や不適切なビジネスを防止する監督体制が欠如していると考えられることは問題であるとの意見があった。

- ・取り決めた養育費の滞納が始まった時点で、ひとり親が保証契約を締結し、保証会社に債権譲渡をすることは弁護士法73条に抵触するのではないかと、その他、養育費保証サービスについては弁護士法など関係法規との整合性が保たれている必要があるとの指摘もあった。

- ・養育費保証サービスとして保証会社が父母間の養育費問題に関与することで、不払い時以降は保証会社が権利行使するため、いったん養育費の不払いがあった後の父母間の関係修復が難しくなるおそれがある。事後的な養育費の増減変更も難しくなるのではないかと指摘もあった。

第7 強制徴収制度の創設を始めとする取立て支援に向けた方策

（強制徴収制度やそれと同様の機能・効果を生ずる枠組みの検討）

○ 養育費請求権を対象とした新たな法整備を行い、養育費請求権の権利者に代わって、国等の公的機関が権利者の養育費請求権を行使し、支払義務者から未払いの養育費を回収し、請求権者に交付するという強制徴収制度や、ひとり親にとって同様の機能・効果を生ずる新たな枠組みを設けることについては、引き続き、検討を続けていくべきである。

養育費の不払いがあった場合において、現状、ひとり親にとって養育費の督促・取立てを行うことの負担が大きく、現行の強制執行手続の利用を促すのみでは十分ではないことをまずは認識する必要がある。

その上で、養育費の債務名義を有する権利者の負担を軽減することは、義務者の逃げ得を許さないことにも繋がるため、様々な選択肢を並行して検討すべきである。

仮に強制徴収制度を導入する場合に考え得るスキームとしては、例えば、諸外国の例を参考として、以下のようなものが取り上げられたが、さらに必要性、効果等の検討を進める必要がある。

- ① 行政機関が、養育費請求権の権利者の申請を受け、独自に義務者の所在や財産を調査・把握し、請求行為や強制執行手続の申立て等を行うという形（取立て代行型）
- ② 養育費請求権に特別の法的性格を付与し、養育費請求権の権利者の申請を受けた行政機関が、公債権と同様に、強制執行手続によることなく、独自の手続で養育費請求権の回収を行うという形（公債権型）
- ③ 公的機関が徴収行為までは行わないものの、養育費請求権の権利者に代わって、支払義務者の預貯金債権や給与債権等に関する情報を取得し、これを請求権者に提供する（請求権者は、その情報に基づき、強制執行の申立てが容易となる）という形（徴収情報提供型）
- ④ 行政機関が自ら取立てを遂行することなく、取立てのために権利者の代理人である弁護士を活用する仕組みや養育費請求権の回収のための裁判手続の特例を設けることにより、権利者の負担なく養育費請求権の取立てを実現する仕組み（既存手続の特例型）（特に指摘のあった問題意識・課題等）
- ・監護親の立場からは、本来は自発的に支払われるべき養育費が不払いとなった場合には、合理的負担のもとで、安全性が十分に確保された中で請求権を行使して回収が実現することを望んでおり、そのようなニーズを念頭に検討すべきである。
 - ・養育費の確実な支払確保のため、養育費の取立てについて、行政機関が、ひとり親の委託を受けて、公債権と同様の強制徴収手続により、養育費請求権の回収を行う方向性を、最終的には目指していくべきではないかとの意見があった。
 - ・このような強制徴収制度の導入や、養育費請求権の公債権への転換は、制度上の課題が少なくないのではないか。そうすると、公的機関が権利者に代わって支払義務者の預貯金債権等に関する情報を取得し、請求権者に情報提供する仕組みなど、既存の強制執行手続の大きな枠組みを前提として、権利者の負担なく取立てを実現させる方向が、まずは望ましいのではないかとの意見があった。
 - ・強制徴収のスキームを設ける場合には、その利用が期待できる導入範囲を考える必要がある。例えば、支払義務者と権利者の所得が共に生活保護基準を下回るような場合、強制徴収によっても効果は見込まれず、効果が低くなるとの指摘があった。

第8 不払いが生じた場合に公的給付・立替払いにより支援を行うための方策

（公的給付・立替払い制度に関する検討）

- 養育費の不払いがあると直ちにひとり親の経済的困窮に繋がるとの指摘や、養育費の不払

いによる生活の激変が子に極めて深刻な影響を与えるとの指摘からすれば、養育費不払いに着目した公的給付の仕組みを設けることや、養育費の不払いがあった場合に、公的機関が養育費の一定部分を立て替えて請求権者に支払い、その後に支払義務者から立替分を回収するという立替払い制度を設けることについては、選択肢や課題等を整理しつつ、引き続き、検討を続けていくべきである。

現行制度でも、児童扶養手当等のひとり親家庭への経済的支援策が設けられてはいるが、養育費の不払いが生じた場合に特化した経済的支援策は設けられていない。もっとも、取決めに従った養育費の支払を期待していたのに、離婚後に突如として支払がされなくなったような場合、ひとり親家庭の生活への影響は甚大である。養育費が不払いとなった場合のセーフティーネットが有効に機能しているかという観点から、既存の社会保障制度との関係や調整も踏まえつつ、養育費不払いに着目した新たな公的給付の仕組みを設けることについては、さらに必要性、効果等の検討を進める必要がある。

仮に立替払い制度を導入する場合に考え得る制度枠組みやスキームについては、諸外国の例を参考として、以下のようなものが取り上げられたが、さらに必要性、効果等の検討を進める必要がある。

① 債務名義ある養育費請求権の不払いがあった場合に、行政機関が、養育費請求権の権利者の申請を受け、一定の資力要件の下、一定期間のみ、定額の立替金を支払い、事後に求償するという形（当初の臨時支援型）

② 権利者において義務者を相手方として債務名義に基づく強制執行まで行いながらそれが不奏功の場合に限って、行政機関が、養育費請求権の権利者の申請を受け、①と同様に立て替えて支払い、事後に求償するという形（非常救済支援型）
（特に指摘のあった問題意識・課題等）

・養育費の不払い時の立替払いは、ひとり親の支援の観点から強い効果が期待されるから、限定的な場面であれ、導入が期待される。また、立替払いの後に、義務者に対する求償の余地を残すことは、モラルハザード防止にも繋がるとの指摘があった。

・養育費不払いの場合に立替払いを検討するのであれば、その前提として、離婚時に父母間で養育費の取決めがされている必要がある。立替払いを実現するためにも、協議離婚時において養育費の取決めを確実に確保するルールを整備しておくことが重要であるとの指摘があった。

・不払いが生じた場合に公的給付により支援を行う制度的方策を検討するにあたっては、児童扶養手当との関係や棲み分けを整理する必要があるとの指摘があった。

- ・ 公的な給付及び立替払いのいずれのスキームでも、事後的に義務者に求償する制度設計にする余地がある。その場合、求償権の性質を私債権とするか公債権とするかによって、実務上、回収可能性が大きく変わってくると考えられるため、そのような債権の性質に関する制度面の検討も必要であるとの指摘があった。

5 (緊急給付による一時的支援措置の検討)

○ 養育費の不払いが生じた場合に公的給付・立替払いにより支援を行うための方策を検討するとしても、養育費の不払いがあった全ての場合に、公的給付・立替払い制度を設けることはおよそ現実的でない。今後の検討に当たり、まずは、養育費の不払いがあった場合に、緊急給付による一時的な支援措置を検討すべきとの指摘を踏まえつつ、引き続き、検討を続けていくべきである。

ひとり親は、これまで受け取っていた養育費の支払が突然停止することによって、相手方への権利行使や必要な行政支援が開始するまでの間、一時的に特に困窮して経済的に不安定な状況に置かれることになることを特に意識して、その場合のセーフティーネットが有効に機能しているかという観点から、既存の社会保障制度との関係や調整も踏まえつつ、さらに必要性、効果等の検討を進める必要がある。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・ 養育費の不払いが生じた場合、①不払い直後、②不払い継続時、③取立て困難（回収不能）時といった段階ごとに、緊急性や支援の必要性等に応じた、重層的な仕組みを実現することが必要であるとの意見があった。

- ・ 債務名義ある養育費請求権の不払いが生じた場合に、強制執行の不奏功を要件として行政機関が立替払いを行うよりも、行政機関が不払い発生直後に一時的な緊急支援として立替払いを行う方が、ひとり親にとってより早期段階で必要性の高い支援を受けることができ、当事者の救済に資するとの意見があった。

- ・ 公的給付による養育費不払い支援が望まれるが、その検討にあたっては、給付対象者の要件（例えば、取決めの有無、不払いまでの養育費支払期間等を問題にするか）について十分な議論が必要である。現状では、養育費の取決めをしていない父母が多数であるので、取決めがある場合のみを対象とする制度とすると、支援に大きな差が生じることになる。

- ・ 緊急給付金による一時支援の期間のイメージとして、権利者が不払い発生後に裁判所に調停を申し立て、それが解決するまでの平均的期間は必要であるとの意見があった。また、緊急給付金の支給期間中に、ひとり親が必要な法的支援を受けたり、生活の立て直

し等を図られるよう、行政の支援体制を充実させる必要があるとの意見もあった。

- ・不払いが生じた場合の公的な立替払いについては、過去の不払い分がベースになるが、仮に、将来養育費請求権の立替払いを検討するのであれば、養育費請求権の発生時期などとの関係で、法的な検討が必要であるとの意見があった。

- 5
- ・養育費不払いの場合の新たな給付支援は、生活の立て直しを目的とする緊急給付として位置付けるべきであるとの意見があった。また、児童扶養手当等の他の手当とは無関係に一定期間支給されるべきであるから、当該緊急給付と他の手当との間で受給調整は行うべきではないとの意見があった。

《Ⅲ 養育費の支払の促進策, その他の制度的課題》

第 9 事業主の役割その他社会全体として養育費の支払を促進していくための制度的方策

(事業主等の社会全体による取組)

○ 養育費請求権が子の生活・成長のために重要な権利であることを共通認識として, 養育費
5 の確実かつ継続的な支払を促進するための支援や環境整備に向けて, 引き続き, 検討を続け
ていくべきである。

養育費問題が家族の問題であることに配慮しつつ, 養育費の重要性や支払の確保に関す
る国民・社会の意識を変えていく方向を目指すべく, 更なる検討を引き続き続けていくべ
きである。

10 (特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・養育費の支払が促進されるよう, 事業主等による養育費問題の取組を進め, 国や自治体
がその後押しとなる支援策を講じるべき, との意見があった。

- ・ひとり親からは, 養育費の取立てのために養育費支払義務者の給与から養育費相当額を
天引きして権利者に支払うようにしてほしいとの要望が強い。事業主や支払義務者の同
15 意等が必要となることを前提としつつ, そのような養育費の支払方法も考えられること
について周知・推奨等してはどうか, との意見があった。

- ・「養育費を支払っていることを周りに知られたくない」という意識を変える必要がある。
上記天引きの取組がされることを念頭に給与明細に「養育費」との欄を設けるなど, 離
婚後には親が養育費を負担することは子のために当然のこと, という意識作りを進める
べきとの意見があった。

- ・従業員が権利者である場合に, 平日に裁判所等に赴くことを容易にするため, 養育費の
ための裁判期日等を理由とした休暇取得に事業主が配慮すること等を推奨することが考
えられるとの指摘があった。

- ・養育費の不払い解消に熱心に取り組む企業に, 例えば, 認定マークを付与するなど, 企
業・経済界レベルでの取組を進めるべきとの意見があった。

- ・養育費問題が家族の問題であり, そのような問題を抱えていることを職場の同僚を始め
とする周囲に知られることを望まない場合もあると考えられるから, 養育費支払促進に
事業主が関わることについて慎重に検討すべきではないかとの指摘もあった。

30 第 10 養育費の履行を促進するための公的給付や税制との関係に関する制度的方策

(児童扶養手当と税制上の措置)

○ 養育費の支払が自発的に継続されることが重要であり、養育費の支払義務者及び権利者による養育費の履行・受け取りのインセンティブを高める観点から、公的給付や税制との関係を含め、各制度の制度趣旨や公平性の視点を踏まえつつ、引き続き、検討を続けていくべきである。

5 養育費の不払いが深刻な社会問題となっていることから、養育費の取決めが守られるよう、支払義務者から自発的に支払がされる環境を整備する必要がある。そのため、我が国の状況を改善するための措置として、養育費の支払義務者及び権利者による養育費の履行・受け取りのインセンティブを高める観点から、公的給付や税制との関係について見直しを求める要望がある。他方で、父母が離婚していない場合との取扱いの公平性の観点や、
10 そもそも義務を履行していない者について優遇を与えることの正当性も含め、各制度の制度趣旨や公平性の視点を踏まえた検討が必要である。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・ 児童扶養手当の支給認定において、受け取った養育費の8割相当の金額が受給者の所得として算入され、児童扶養手当が不支給や減額となる可能性がある現行の制度を見直し
15 てほしい、との意見があった。ひとり親からは、児童扶養手当が減額される可能性があるなら手間のかかる養育費は請求しない、という声が聞かれているとの指摘があり、特に、取り立てた養育費が低額の場合には、取立てに相応のコストがかかることを踏まえ、8割という算入基準を見直すべきではないか、との意見があった。
- ・ 養育費を支払う側に、養育費の支払額に応じた収入金額からの控除を認めることができ
20 れば、支払意欲の促進となり、養育費の不払い解消とともに社会保障費用の減額にも繋がるのではないかと、との意見があった。
- ・ 離婚後の扶養控除の取扱いについて、監護親が働きつつ子を養育し、非監護親も養育費を支払っている場合、父母双方が、部分的にでも、それぞれ扶養控除を受けられる柔軟な仕組みが必要ではないかと、との意見があった。
- ・ 公的給付や税制の在り方の見直しについては、父母が離婚をしていない場合との取扱い
25 の公平性や、義務を履行していない者に優遇措置を与えることの正当性等について、慎重に検討すべきであるとの指摘があった。

第11 養育費の不払いに対する義務者への制裁の強化・多様化のための制度的方策

30 (悪質な不払いに対する不利益・制裁の検討)

○ 諸外国における取組を参考として、悪質な不払いを繰り返す養育費支払義務者を対象とし

て、不利益や制裁を課す制度を設けることについて、その効果や弊害等の観点から、引き続き、検討を続けていくべきである。

養育費の不払いが解消されないことの要因として、義務者が支払を怠っているのに、その責任が自覚されていないことや、不払いが許される社会であるとの誤った認識が存在しているとの指摘がある。そこで、諸外国の立法例等を参考にしつつ、不払いに対する不利益措置や制裁の制度化をすることが考えられる。その検討にあたっては、必要性、効果や他の私債権との関係等の幅広い観点からの整理・検討を行うべきである。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・養育費の不払いを社会全体として許さないというメッセージを示すことが重要であり、何らかの不利益措置や制裁を加えるという方向が望ましく、養育費問題のみに特化した制裁制度も考えられるのではないかと、この意見があった。
- ・養育費の逃げ得を放置しないことは重要であるが、不利益措置や制裁の内容如何では、義務者にとって過度な負担となり得ることや、義務者の反発・反感を招いてかえって不払い解消が実現しない懸念があることにも留意する必要がある。
- ・裁判所侮辱罪は、欧米で導入されているアプローチであり、現行の家庭裁判所の履行命令以上に、実効性があり得るのではないかと。もっとも、金銭的制裁を科した場合には養育費の支払原資が減ることになるという問題のほか、裁判所侮辱罪との制度を設けると自体の当否や我が国の法体系全体との整合性について、慎重に考慮すべきであるとの意見があった。
- ・免許証・パスポートの発給停止等は、一定の効果が見込まれるが、養育費支払義務者の職業いかんでは、不利益が甚大となるため、効果や不利益の程度等に十分に配慮した設計が必要である。この他に、例えば、公的資格や免許の取得や更新の際に、養育費の不払いの有無を申告させて支払の意識づけを図るような方策も考えられるとの意見があった。

第12 養育費確保に伴う懸念や弊害(DV, 児童虐待等)を解消するための制度的方策

(DV・児童虐待問題を念頭に置き、その対策と連携した対応の必要性)

○ DVや児童虐待等により父母間で養育費について安全・安心な協議をすることができず、養育費の取決めや取立てが困難である事例が少なくないことから、養育費の取決めや取立てを適切に行うためには、法的支援の充実、制度面の改善を含め、DV・児童虐待問題の対応を進め、養育費の不払い解消の取組と十分な連携を図るべきである。

養育費の不払い解消を図るための制度的措置を検討していくためには、DV・児童虐待といった家庭の深刻な問題への対応を併せて進めることが不可欠である。特にDV問題への対応や支援策が十分に講じられることが、養育費の不払い問題の改善・解決に極めて重要な意味を持つ。養育費の取決め・取立てを安全・安心な形で行うための制度整備・環境整備がなお不十分であるという認識の下で、DV対策等を含め、総合的な制度的対応が速やかに検討・実現されることが必要である。

(特に指摘のあった問題意識・課題等)

- ・養育費相談の中で、DVや児童虐待の問題も取り上げられることが多い。双方の問題は實際上、密接不可分に生じており、養育費の不払い解消を進めるためには、DV対策等の充実を併せて講じることが不可欠であるから、関係省庁の連携を一層図るべきである。
- ・婚姻期間中のDVがある事案で、離婚後に養育費を巡って父母間で連絡や取決めをさせようとすることは、DVの再燃に繋がりがねず危険であることから、安全のための環境整備と十分な支援が不可欠である。
- ・保護命令が出ているハードケースであれば、弁護士等の支援が受けられるために相手方との養育費の交渉、取決めが可能であることが多い。むしろ問題なのは、保護命令までには至っていないDV事案や被害者に自覚のないケースではないか、との指摘があった。
- ・現状のDV対策では、安全・安心の確保に重点が置かれているが、その後のひとり親の自立や生活基盤の確保の観点からは、相手方から養育費の支払を受けられるようにするための養育費問題の支援や弁護士等との連携についても、DV対策の一環で取り組んでいくべきではないか、と意見があった。
- ・養育費の不払い解消の観点からも、DV問題への対応を進め、加害親への制度的方策(加害者更生プログラム等)等の検討・対応が望まれるとの指摘があった。

第13 離婚前別居期間中における子の養育費確保のための方策

(別居時の養育費に関する規律の新設)

○ 子の利益のためには、父母の離婚時のみでなく、それに先立つ父母の別居期間の子の養育に着目した新たな制度的対応が必要である。

父母が別居して一方の親が子の監護をしている場合について、別居期間中の養育費を確保するための規律を新たに設けることを検討すべきである。

現行の民法では別居に関する規律が設けられていないが、子が経済的に困難な状態に陥るのは、父母の離婚時よりもむしろ、それ以前の別居開始時であることが多いと考えられ

ることから、離婚前別居期間中に、子の養育費（婚姻費用の一部を構成する。）が適切に支払われるよう、制度的方策が講じられる必要がある。

（特に指摘のあった問題意識・課題等）

- 5 ・離婚前の別居期間中に婚姻費用（子のための養育費を含む。）を相手方に請求することができること自体が社会的に認知されておらず、その周知を徹底させ意識を変えるためにも、別居中の養育費請求権を制度的に明確に位置付けることが望ましい。
- ・子の養育費を含む婚姻費用の内容について、その始期や金額水準が子の利益に資するものとなるよう、制度上の措置が必要であるという意見があった。
- 10 ・別居時の養育費に関する規律を設けるにあたっては、「別居」の概念を法律で明示することが必要になるが、単身赴任も多い我が国では、別居には様々な形態があることに留意して検討することが必要であるとの指摘があった。
- ・別居時の子の養育に関する規律を新たに設ける検討を進めるべきであるが、その段階の問題に裁判所をどこまで関与させるかは、離婚時段階とは区別して議論する必要があるとの意見があった。
- 15 ・別居時よりさらにさかのぼって、夫婦の婚姻時に、将来に子が生まれたときの養育費に関して一般的に合意させる方法も考えられるのではないか。将来の生活設計や経済状況が分からない中では抽象的な内容にとどまる可能性もあるが、アプローチの一つとして検討してはどうかとの意見もあった。

（父母の別居期間中の子に対する行政支援）

- 20 ○ 父母が別居して一方の親が子の監護をしている場合において、子の適切な養育のためには、養育費の確保とともに、別居期間中の子への適切な行政支援・福祉施策の在り方についても検討すべきである。

（特に指摘のあった問題意識・課題等）

- 25 ・離婚時には夫婦間の葛藤等により養育費問題の解決が既に困難になっていることが多いから、取決め確保のための支援や、福祉措置を講ずる時期としては、離婚時のみでなく、別居中にまで広げることを検討すべきではないか、との指摘があった。
- ・離婚前の別居の開始により、生活や経済状況が激変して困窮に陥っている場合が多いとの指摘を踏まえ、父母の別居期間中からの子に対する公的支援（児童扶養手当や児童手当等）の課題の早急な検討が必要ではないか、との指摘があった。
- 30 ・別居期間中の行政支援や福祉施策を検討する場合、別居の動機や形態は多様であるから、離婚を前提とした別居に対象を限るのか、別居開始後の事情変更等をどのように考慮す

るのか、といった点について検討が必要ではないか、との指摘があった。

- ・別居期間中の子の生活状況や実態を踏まえた支援・福祉施策が講じられることが極めて重要であるから、別居期間中の子の置かれている状況に関する実態調査を行ってはどうか、との指摘があった。

5

第14 養育費の不払い解消に向けた国・自治体の責任・関与の強化

(国・自治体においてより一層の総合的・効果的な対応を進めていく必要性)

- 第1から第13までに掲げた制度的課題の検討にあたり、国及び自治体の果たすべき責任を十分に踏まえた上で、法務省として、制度の在り方に関する検討に引き続き取り組むとともに、その取組にあたり、関係省庁等とのより一層の連携を図っていくべきである。

10

これまで、養育費不払いのない社会作りを目指して、関係省庁や各自治体等による取組が進められてきた¹。また、養育費の不払いに関連するDV・虐待等や、養育費問題に係る子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援、女性活躍、男女共同参画等の課題についても、それぞれが政府の最重要施策の一つと位置づけられ、様々な対応が講じられてきている。

15

今後は、これら取組について、子の成長・未来のために、という大きな視点に立って、関係省庁・関係機関等の十分な連携の下で、より一層の総合的、効果的な対応が進められていくべきである。そして、養育費の不払い解消に向けた社会環境整備として、国及び自治体が適切な役割分担・関与を図るための制度的方策について、運用面での速やかな対応と並行して、更に検討していくべきである。

20

¹ 養育費の不払い問題に関する制度的課題については、本検討会議と並行して、養育費確保のための公的支援の問題について考えられる論点と課題等の整理を行うため、法務省・厚生労働省の審議官級で立ち上げられた「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」(本年6月設置)において検討が進められており、海外・自治体の先進的取組の把握・分析も含め、論点整理が進行中である。

(別紙)

- ・構成員等一覧
- ・開催状況一覧